

刑 法

17

次は、賄賂罪に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 単純収賄罪は、公務員が職務に関し、賄賂を収受した時に成立する。
- (2) 事前収賄罪は、公務員になろうとする者が、将来その担当すべき職務に関し請託を受けて賄賂を収受した時に成立する。
- (3) あっせん収賄罪は、公務員が請託を受け、他の公務員に対し、その職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあっせんをすること、又はあっせんしたことの報酬として、賄賂を収受した時に成立する。
- (4) 事後収賄罪は、公務員であった者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたことに関し、その職を退いた後になって賄賂を収受した時に成立する。
- (5) 第三者供賄罪は、公務員がその職務に関し請託を受けてこれを承諾したが、賄賂を自ら収受することなく、自己以外の第三者に供与させた時に成立する。

刑 罰 法

18

次は、合意制度に関する記述であるが、誤りはどれか。



- (1) 合意制度は、組織的な犯罪等において首謀者の関与状況等を含めた事案の解明に資する証拠(供述)を得るための制度である。
- (2) 合意制度では、虚偽供述により第三者を巻き込むおそれがあることから、それを防止するため、虚偽供述等の罪等の制度的手当が講じられている。
- (3) 合意制度は、財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪のうち、法定刑が死刑又は無期拘禁刑に当たる罪が対象とされている。
- (4) 検察官が合意に基づいて求刑したものの、裁判所がこれより重い刑を言い渡した場合には、被告人は合意から離脱することができる。
- (5) 検察官は、協議に係る他人の刑事事件の捜査のため必要と認められるときは、被疑者・被告人に供述を求める行為等を司法警察員にさせることができる。

刑 罰 法

19

次は、捜査手続に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 犯罪の捜査に必要があるときは、被疑者に出頭を求め、取調べを行うことができ、これらは、令状を得ずに行うことができる。
- (2) 捜査機関が現行犯人を現認した場合には、令状の発付を得ずに被疑者を逮捕することができる。
- (3) 捜査機関が逮捕状により被疑者を逮捕する場合に、必要があるときは、人の住居に入って被疑者を捜索することができるが、この場合には令状を必要とするものではない。
- (4) 捜査機関が被疑者を逮捕する場合において、逮捕の現場で証拠物の捜索・差押えを行うことができるが、これに令状は必要ない。
- (5) 私人が現行犯逮捕した被疑者の引渡しを受けたとき、捜査機関は逮捕者である私人に逮捕の現場に案内してもらい、その現場で令状なくして捜索・差押えを行うことができる。

刑 罰 法

20

次は、勾留に関する記述であるが、妥当でないのはどれか。



- (1) 被疑者を勾留するには、要件として、勾留の理由及び必要性が求められる。
- (2) 裁判官は、必要と認めるときは、被疑者を親族、保護団体その他の者に委託し、又は当該被疑者の住居を制限して勾留の執行を停止することができる。
- (3) 勾留中の被疑者本人やその弁護人等は、勾留の取消しを裁判官に対して請求することができるが、この請求は、書面によって行うことが要件とされている。
- (4) 勾留の前には適正な逮捕手続がなければならないが、その手続に軽微な瑕疵があった場合でも、検察官は勾留請求をすることができる。
- (5) 勾留請求が却下される場合であっても、検察官が準抗告の申立て及び却下裁判の執行停止の申立てをするのに必要な時間内は、被疑者の身柄を拘束することができる。

務員の職務行為の公正とそれに対する社会(国民)の信頼である(最判昭34. 12. 9)。

- (2) **誤り。** 事前収賄罪(刑法197条2項)は、公務員になろうとする者が「公務員となった場合」に成立する。なお、その他の要件については枝文のとおりである。
- (3) **正しい。** 枝文のとおり(刑法197条の4)。あっせん収賄罪は、公務員自身の職務に対する賄賂の収受等を内容とするものではなく、公務員がその地位を利用して、他の公務員の職務に対してあっせんを行い、それについて賄賂を収受する行為等を対象としている。
- (4) **正しい。** 枝文のとおり(刑法197条の3第3項)。事後収賄罪は、公務員が退職した後にその在職中の職務違反行為に関して収賄した場合を処罰する規定である。
- (5) **正しい。** 枝文のとおり(刑法197条の2)。第三者とは、主体である公務員及びその共同正犯者以外の者をいい、自然人に限らず法人及び法人格のない団体も含まれ、教唆者及び補助者も第三者となり得ると解されている。第三者がその目的物が賄賂であることを認識していたか否かを問わない。

刑訴法 18 合意制度



- (1) **正しい。** 枝文のとおり。検察官と被疑者・被告人が特定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪について、弁護人の同意がある場合に、被疑者・被告人による協力行為や検察官による処分の軽減等について合意することができるとする制度である(刑訴法350条の2)。
- (2) **正しい。** 枝文のとおり。防止策として、①他人の公判における合意内容書面の証拠調べ請求義務(刑訴法350条の8、350条の9)、②弁護人の関与(刑訴法350条の3、350条の4)、③虚偽供述等の罪(刑訴法350条の15)、の制度的手当が講じられている。
- (3) **誤り。** 合意制度の対象犯罪は、一定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪であるが(刑訴法350条の2第2項)、法定刑が死刑又は無期拘禁刑に当たる罪は除外されている。
- (4) **正しい。** 枝文のとおり。枝文のほか、①当事者が合意に違反した場合、②被疑者・被告人が合意に基づき自己の記憶に従って供述したものの、その内容が客観的事実に反するものであった場合、には合意から離脱できる(刑訴法350条の10第1項)。

- (5) **正しい。** 枝文のとおり(刑訴法350条の6第2項)。司法警察員は、被疑者・被告人に供述を求める場合、検察官による処分の軽減等の内容を、検察官から司法警察員に明示的に権限が付与された個別の授権の範囲内で、提示することができる。

刑訴法 19 捜査手続

- (1) **正しい。** 枝文のとおり。枝文の場合任意捜査となるため、令状を必要としない(刑訴法198条1項)。
- (2) **正しい。** 枝文のとおり(刑訴法213条)。これは、犯罪と犯人が明白で誤認逮捕のおそれがないこと、及び犯人の身柄確保の必要性から認められている令状主義の例外である(憲法33条)。
- (3) **正しい。** 枝文のとおり。司法警察職員は、被疑者を逮捕する場合において必要があるときは、人の住居等に入り被疑者の搜索をすることができ(刑訴法220条1項1号)、その処分には令状を必要としない(刑訴法220条3項)。
- (4) **正しい。** 枝文のとおり(刑訴法220条1項2号・3項)。なお、一般私人による現行犯逮捕の場合は、この権限は認められていない。
- (5) **誤り。** 逮捕の現場における令状によらない搜索・差押えは、捜査機関が被疑者を逮捕する場合に行うことができる(刑訴法220条)。私人が現行犯逮捕した現場で犯人の引渡しを受けたとしても、捜査機関が行った逮捕の現場ではないため、令状によらない搜索・差押えを行うことはできない。

刑訴法 20 勾留



- (1) **妥当。** 枝文のとおり。被疑者の勾留が認められる要件は、「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」があり、かつ、①住所不定、②罪証隠滅のおそれ、③逃亡のおそれ、のうち少なくとも1つがあることである。ただし、軽微犯罪の場合は、①の場合に限られる(刑訴法60条1項・3項)。刑訴法60条1項は、勾留の必要性を明示していないが、裁判所は、勾留の必要性がない場合に勾留取消しができること(刑訴法87条1項)等を理由に、裁判官に勾留の必要性に関する審査権があるとの前提で、実務を運用している。
- (2) **妥当。** 枝文のとおり(刑訴法207条1項・95条)。なお、この場合、裁判官は、

トピックス 受傷事故・非違事案防止



3

A市の市議会議員である甲は、知人である乙から「息子の丙が、A市の職員採用試験を受けているので合格させてほしい」と頼まれ、乙が差し出した現金200万円を受け取った。後日、甲が、日頃から付き合いのあるA市役所の総務課長にこの件について依頼したところ、総務課長はこれを承諾し、採用試験の結果、本来不合格であったはずの丙は、A市の職員採用試験に合格した。この場合における甲と乙の刑責について述べなさい。

あっせん収賄罪【事例】

- 答案構成
- 1 結論
 - 2 あっせん収賄罪
 - 3 贈賄罪
 - 4 事例の検討

答案例

1 結論

甲はあっせん収賄罪、乙は贈賄罪の刑責を負う。

2 あっせん収賄罪

- (1) 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあっせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をすることによって成立する罪である(刑法197条の4¹⁾)。
- (2) 公務員である。公務員であっても、単なる私人として行為する場合は本罪の主体とならないが、公務員の地位ないし立場で行為する限り、積極的にその地位を利用しなくても本罪の主体となる(最決昭43. 10. 15²⁾)。
「あっせん」とは、他の公務員に対し職務上不正な行為をするよう、又は相当の行為をしないよう働き掛け、仲介の労をとることをいう。
- (3) 「あっせんすることの報酬」として賄賂を収受・要求・約束した時点で既遂となる。将来あっせん行為を行う旨で金品を受け取れば、その後、実際にあっせん行為をしなかったとしても本罪は成立する。

3 贈賄罪

- (1) 公務員に対し、収賄罪処罰規定に定められた賄賂を供与し、又はその申込み、若しくは約束をした場合に成立する罪である(刑法198条³⁾)。

- (2) 公務員に対し、贈賄の供与、申込み、約束のうち、いずれかの行為をすることが必要である。なお、賄賂申込罪(刑法198条)は、相手方が拒絶した場合であっても成立する(最判昭37. 4. 13⁴⁾)。

4 事例の検討

(1) 甲の刑責

市議会議員である甲の行為は、知人である乙から息子丙のA市役所職員採用試験合格を依頼され、差し出された現金200万円を収受した上、同市役所総務課長に対して丙の採用試験合格をあっせんしている。

乙から差し出された現金は将来のあっせん行為の対価としての報酬であり、甲もその趣旨を十分認識していたものと認められることから、甲はあっせん収賄罪の刑責を負う。

(2) 乙の刑責

乙は、公務員である議員の甲に息子丙のA市役所職員採用試験合格を依頼し、現金200万円を供与している。

この現金の供与は、甲に市役所で採用権限を有する職員に息子丙の合格を働き掛けてもらうための対価(報酬)として差し出したのであり、贈賄罪の刑責を負うことは明らかである。